



# 北海道動物愛護管理推進計画

(バーライズ プラン)

～ 動物と共生する北の大地 ～



バーライズ (Ber-Rise) プランとは…

この計画が目指す 2 つの目標のキーワードを示したものです。

**Ber** : Better relation (between human and animals)  
(人と動物のより良い関係)

**Rise** : Rich sentiment  
(豊かな情操)

## はじめに

昭和48年に「動物の保護及び管理に関する法律」が制定されて四半世紀以上が経過し、社会情勢の大きな変化に伴って、動物に対する社会の認識や人々の生活における動物の存在意義も大きく様変わりしてきました。

昨今の核家族化や少子高齢化などが進む中では、動物が単なる愛玩の対象（ペット）に留まらず、家族の一員である伴侶動物（コンパニオンアニマル）として、生活のパートナーに位置付けられるようになっていきます。

一方で、一部の心ない者による動物への虐待行為や安易な飼育放棄などもあとを絶ちません。また、動物への理解不足による過保護や擬人化した取扱いによって、人への危害や近隣への迷惑といった問題行動が生じている例も見られます。

北海道で暮らす人々と動物が、調和し共生する社会を実現していくためには、このような様々な課題に対して、動物と関わるすべての道民、団体、行政機関がそれぞれの責任のもとで、動物の適正飼養や動物に起因するトラブルの未然防止などに取り組んでいく必要があります。

このような社会的な要請に応えるため、平成18年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施行された際に、国が「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定め、都道府県がそれに即した施策を推進するための計画を定めることが規定されたところです。

北海道では、この度の計画策定にあたり、国の指針を踏まえるとともに、道民と動物との関わりについての歴史的な経緯、道民意識の変遷や道内で取り組まれてきた課題、さらに自然環境との関わりが深い本道の特色なども考慮しながら、動物の適正な飼養管理と動物愛護意識や慈愛の精神の醸成・涵養といった両面から取り組んでいく計画としたところです。

この計画の取組みが、道民の皆様をはじめ、各関係機関等の協働のもとに実践され、人と動物との調和のとれた共生社会が実現できますよう、心から願っております。

平成20年2月

北海道環境生活部長 高 井 修

# 目 次

	ページ
<b>第1章 北海道動物愛護管理推進計画の基本的考え方</b>	<b>1</b>
1 目 的	1
2 目 標	2
3 施策の視点	2
4 重点施策	3
5 計画の位置づけ	4
6 目標年次及び対象範囲	4
(1) 目標年次	4
(2) 対象範囲	4
7 計画の推進体制	5
8 計画の進行管理	6
<b>第2章 施策の展開</b>	<b>7</b>
1 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針	7
(1) 動物の愛護及び管理に関する北海道の歴史的経緯を踏まえた課題へのアプローチ	7
1) アイヌ民族の世界観と動物の飼養	7
2) 開拓使以降の動物の飼養管理	8
① 動物の利用	8
② 野生動物とのかかわり	8
③ 野犬対策	9
④ 飼い犬への規制	9
⑤ 動物の理解を進める取組み	10
⑥ 動物愛護概念の普及	11
3) 動物愛護の推進と新たな課題	11
① 動物の保護及び管理に関する法律の施行	11
② 北海道における動物保護管理に関する条例の施行	12
③ 保護収容施設における動物の処分方法	12
④ 動物にかかわる事業の多様化	14
⑤ 核家族化と動物飼養	15

(2)	動物の愛護及び管理に関する活動を全道的に盛り上げる機運の招来	15
(3)	長期的視点からの総合的・体系的アプローチ	16
(4)	関係者間の協働関係の構築	17
(5)	施策の実行を支える基盤の整備	17
	(資料) 北海道動物愛護センター（仮称）に関する基本的な考え方（概要）	19
<b>2</b>	<b>施策別の取組み</b>	<b>20</b>
(1)	動物の適正な飼養に関する事項	20
1)	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	20
2)	動物による危害や迷惑問題の防止	21
3)	所有者明示（個体識別）措置の推進	22
4)	動物取扱業の適正化	23
5)	実験動物の適正な取扱いの推進	24
6)	産業動物の適正な取扱いの推進	24
(2)	普及啓発に関する事項	25
1)	普及啓発	25
2)	野生動物への配慮	26
(3)	体制整備に関する事項	27
1)	人材育成	27
2)	災害対策	28
3)	動物の愛護管理機関のあり方検討	29
(4)	その他必要な事項	30
	調査研究の推進	30
<b>3</b>	<b>計画の指標と目標値</b>	<b>31</b>
<b>第3章</b>	<b>北海道動物愛護管理業務実施計画</b>	<b>32</b>
<b>資料</b>	動物の愛護及び管理に関する法律	i
	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	ii
	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	iii
	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	iv
	展示動物の飼養及び保管に関する基準	v
	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準	vi
	産業動物の飼養及び保管に関する基準	vii
	動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置	viii

# 第1章 北海道動物愛護管理推進計画の基本的考え方

## 1 目的

人と愛護動物とのかかわりは、生活の伴侶として、人と動物がより密接な関係となってきた反面、動物の虐待事件の社会問題化や、動物を巡る迷惑問題の顕在化も進んでいます。このような状況を踏まえて、動物の飼養をより適正なものにすることで、人と動物とのより良い関係づくりを進めること、また、そのことを通じて人々の生命尊重や友愛等の情操面を豊かにしていくため、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）が改正公布されました。

この改正法では、第5条において、国内における動物愛護管理行政の基本的方向性を示し、その統一的な遂行をねらいとして、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（基本指針）を環境大臣が定めることが規定され、平成18年10月に基本指針が示されたところです。

北海道動物愛護管理推進計画は、国の定めた基本指針の趣旨に即し、歴史的背景や野生生物生態系への配慮など北海道における地域特性や実情に応じた、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性と、中長期的な目標を明確化するとともに、この目標の達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、施策を計画的かつ統一的に遂行することを目的として、動物愛護管理法第6条及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（動物愛護管理条例）第3条第1項に基づき定めるものです。

### 動物愛護管理法

（基本指針）

**第5条** 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第1項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

（第3項及び第4項は、略）

（動物愛護管理推進計画）

**第6条** 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 動物愛護管理条例

第3条 道は、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 2 目標

本計画は、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例の制定趣旨に即して、次の2点を目標とします。

### (1) 人と動物とのより良い関係づくりを進めます

近年、動物を飼う家庭が増加する中で、動物の飼い方に起因する迷惑問題や安易な飼養放棄などが多発しています。また、逃げ出したり捨てられたりした動物が野生化して、生態系のかく乱や農業被害なども発生しています。

そこで、人と動物のそれぞれの立場を尊重しながら、動物との正しい付き合い方を理解していくことで、人と動物とのより良い関係づくりを目指します。

### (2) 道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していきます

動物虐待事件やいじめ、自殺問題などの背景として、現代社会では生命に対する畏敬の念や互いを尊重する精神が不足しているという指摘があります。

そこで、動物とのかかわりを通じて、生命尊重の精神と弱者への友愛を育み、豊かな情操の醸成と涵養を目指します。

## 3 施策の視点

動物の愛護及び管理に関して講じていく施策は、次の4点を主な視点として取り組みます。

- (1) 動物の愛護と管理に関する活動を、広く道民に根付いた活動として盛り上げていきます。
- (2) 長期的視点に立って、総合的かつ体系的に施策を展開します。
- (3) 動物の愛護と管理にかかわる関係者間の協働関係を構築していきます。
- (4) 施策を実行していくための支えとなる基盤を整備します。



## 4 重点施策

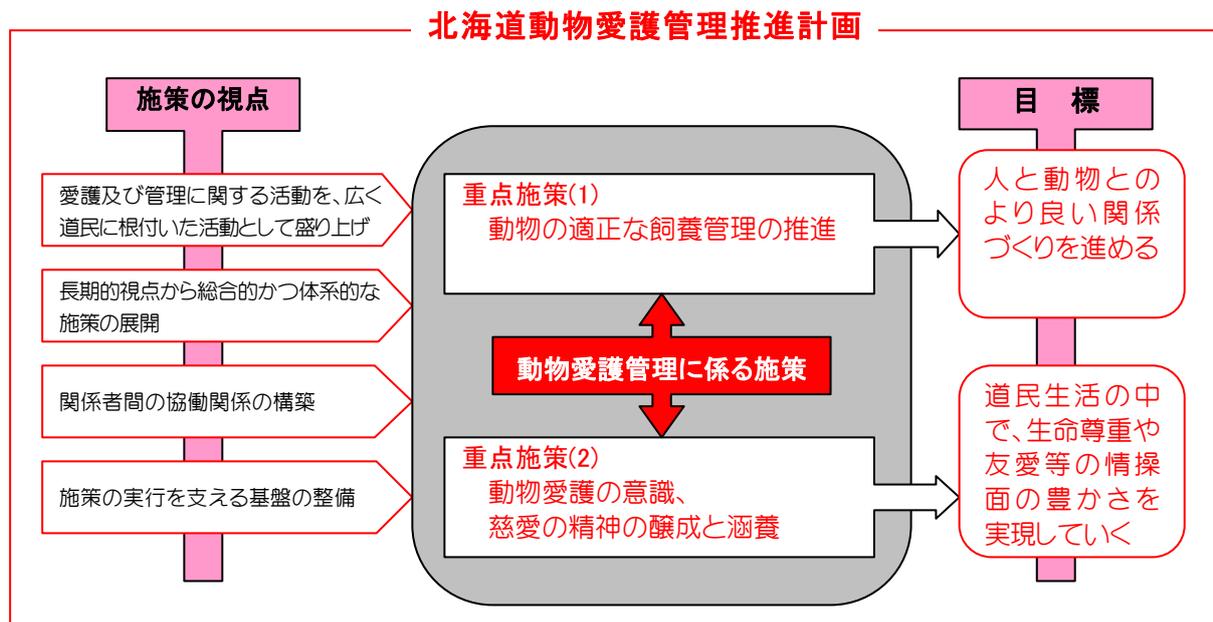
この計画に掲げる施策の方向のうち、2つの目標を達成するために特に重要な事項となる「重点施策」は次の2点です。

### (1) 動物の適正な飼養管理の推進

人と動物の間でより良い関係を築くためには、動物が社会、万人に受け入れられ、人と動物の間であつれきが生じない社会の形成が重要となります。その第一歩として、動物の適正な飼養管理を推進していかなければなりません。

### (2) 動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養

自分自身を含むすべての生命を尊重し、かかわりあいを持つ「命あるもの」に対して友愛等の情操面の豊かさを実現していくためには、多様な生命の存在を理解し、その生命を尊重する動物愛護の意識を啓発するとともに、弱い存在である動物に対して、慈愛の精神を生み、育てていかなければなりません。



## 5 計画の位置付け

この推進計画は、動物愛護管理法第6条の規定に基づき、長期的視点から北海道における動物の愛護及び管理に関する具体的な施策展開の方向性を明らかにするものとして策定するものですが、各自治体が行う動物の愛護及び管理に関する各種施策の基本的事項を定めるものとして、自治体ごとに策定される行政基本計画等の個別計画としての性格を有するものです。

北海道においては、「新しい北海道長期総合計画」の個別計画として位置付けられる「北海道環境基本計画」の中で、動物の愛護と管理にかかわる詳細な計画として位置づけています。



## 6 目標年次及び対象範囲

### (1) 目標年次

本計画の期間は10年間とし、平成29年度を目標年次としますが、可能な限り早期に達成するよう努めることとします。

なお、目標年次までの間に動物愛護管理法や国が定めた基本指針が改正された場合は、必要に応じた見直しを行うこととします。

### (2) 対象範囲

#### ① 対象地域

北海道内のすべての区域を対象とします。

#### ② 対象動物

動物愛護管理法で定める「**愛護動物**」とします。

但し、動物愛護精神の涵養や動物管理意識の普及啓発に係る対象として、野生動物（哺乳類、鳥類、は虫類）を対象とすることがあります。



動物愛護管理法で定める「**愛護動物**」とは、次の動物を指します

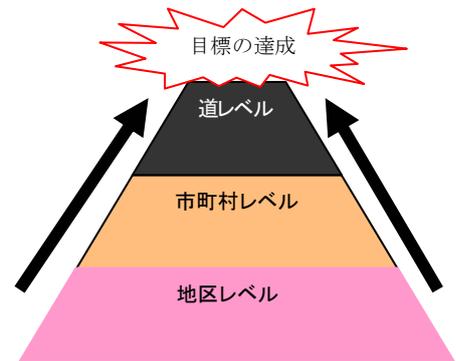
- 1 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる
- 2 1のほか、人が占有している動物で、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの  
(動物愛護管理法第44条第4項)

## 7 計画の推進体制

動物愛護管理法では、都道府県（北海道）、指定都市（札幌市）、中核市（旭川市、函館市）に、犬猫の引取りなどの具体的事務を定めているほか、国とすべての地方公共団体に対して、動物愛護の普及啓発などに努めるよう規定されており、計画の推進には、国の出先機関や市町村を含めたすべての地方公共団体の関与が必要となります。

また、道民の皆さんから、積極的な協力を幅広く得ることも必要となります。

そこで計画の推進にあたっては、行政機関、獣医師・業界・動物愛護・動物の所有者等の各団体、学術研究機関などの専門機関・団体のみならず、道民の皆さんが、それぞれに適切な役割分担の下でネットワーク化され、道レベル、市町村レベル、地区レベルといった重層的な構成を図りながら臨む必要があります。



計画推進にあたっての役割分担	国 (環境省)	北海道	札幌市 (指定都市)	旭川市・函館市 (中核市)	小樽市 (保健所設置市)	その他市町村
指導や普及啓発に関すること	○	○	○	○	○	○
動物取扱業の規制に関すること		○	○	△	△	△
特定動物の飼養・保管の規制に関すること		○	○	△	△	△
特定移入動物の飼養の規制に関すること		○	△	△	△	△
犬、猫の引取り、負傷動物の保護収容に関すること		○	○	○	☆	☆
災害発生時の動物保護収容に関すること	△	○	○	○	○	○
動物愛護推進員の委嘱・活動に関すること		○	○	○	△	△

○：実施主体となるもの    △：実施主体に協力するもの

☆：実施主体に協力するものですが、一部実施主体となる場合があるもの

### 動物愛護管理条例の規定

道の責務（第3条）	道民の責務（第4条）	飼い主の責務（第5条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策の策定並びに推進</li> <li>○施策の実施に当たっては、市町村と緊密に連携して推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命あるものである動物の愛護</li> <li>○道が実施する施策に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼い主責任の自覚</li> <li>○適正飼養、動物の健康と安全の保持</li> <li>○侵害や迷惑の防止</li> </ul>

## 8 計画の進行管理

- (1) 動物の愛護及び管理に関する関係者間の共通認識が形成しやすくなるよう、施策の目標、目標達成のための手段等を、できる限り客観的な内容として備え、目標の達成度を示す定量的な指標を定めます。（第2章で記載）
- (2) 計画の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、その結果を公表するとともに、施策に反映させることとします。



## 第2章 施策の展開

### 1 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

動物の愛護及び管理に関する実施すべき施策に関しては、次の方針を基本として進めていきます。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する北海道の歴史的経緯を踏まえた課題へのアプローチ
- (2) 動物の愛護及び管理に関する活動を全道的に盛り上げる機運の招来
- (3) 長期的視点に立ち総合的かつ体系的なアプローチ
- (4) 関係者間の協働関係の構築
- (5) 施策の実行を支える基盤の整備

#### (1) 動物の愛護及び管理に関する北海道の歴史的経緯を踏まえた課題へのアプローチ

施策を進めるに当たって、北海道における動物飼養の歴史的な経緯や課題となっている点などを考慮し、北海道の地域性に鑑みながら、施策に取り組みます。

##### 1) アイヌ民族の世界観と動物の飼養

北海道などに古くからすんでいるアイヌの人たちの世界観では、あらゆるものに“魂”が宿り、中でも動物や植物など人間に自然の恵みを与えてくれるもの、火や水、生活用具など人間が生きていくのに欠かせないもの、あるいは天候など人間の力の及ばないものなどを、畏敬対象である「カムイ」（一般的には「神」と訳されます。）と考え、世界は人間とカムイとがお互いにかかわりあい、影響を及ぼしあって成り立っていると考えられていました。

このような、自然と共生する世界観を有するアイヌの人々の生活から、動物の愛護と管理の基本的なあり方を学ぶことができます。



例えば、アイヌの人たちによる動物の飼養に関する記録や伝承に、犬に関するものが見られますが、そこには、アイヌの人々の暮らしに欠かせないものとして多くの家庭で犬が飼われ、「セタカムイ」（犬に姿を変えたカムイ）などと呼ばれて大切に育てられたとされています。一方、犬は生活のパートナーとして、しつけや訓練を行った記録も見られます。

このように、アイヌの人々の生活には、動物の愛護と管理の両面が根付いていたことが伺われます。

## 2) 開拓使以降の動物の飼養管理

### ① 動物の利用

北海道開拓使が設置された頃の北海道では、唯一の交通機関として馬が利用されました。また、欧米式農業の導入により、大型農具を用いた広大な土地の開拓と家畜の生産を組み合わせた輪作による畑作経営が行われ、品種改良や技術革新が進んでいく中、これらの家畜や農作物を守る目的として、犬猫等の飼養が記録されており、本道の発展に動物の利用が大きく貢献してきたことがわかります。

このように、動物を飼養し利用してきた歴史は、北海道の発展と切り離しがたい関係があります。

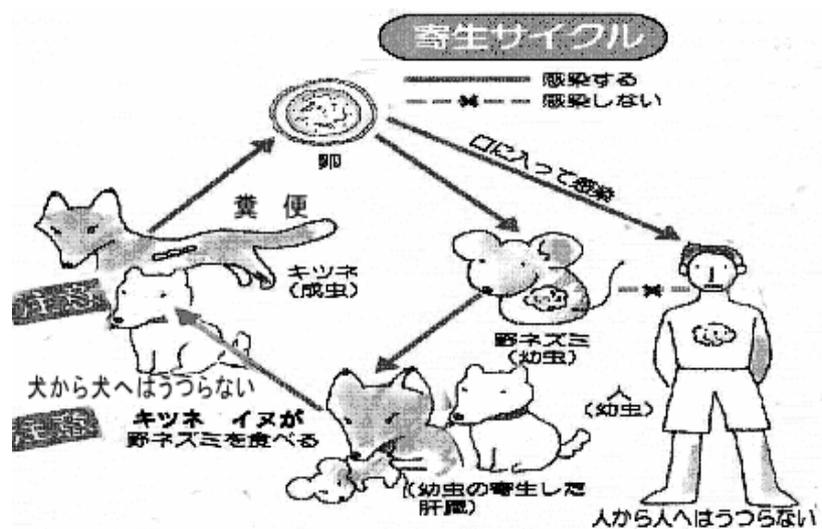
### ② 野生動物とのかかわり

野生動物を身近に感じ、共生する存在として意識することは、動物愛護の精神を育むのみならず、生命尊重や友愛の情操の涵養などに役立つものです。

しかしながら、北海道開拓の歴史の中では、野生動物を多数捕獲したという記録が見られます。

開拓者たちによる野生動物の捕獲は、アイヌの人々のように食料などを目的とした狩猟ではなく、農地を荒らし、家畜・農作物を襲う害獣として駆除した記録が多く、本来野生動物の生息域であった山野の開拓により、野生動物とのあつれきが避けられなかったものと考えられます。このような野生動物とのあつれきに限らず、人が山野を開拓し、生活の範囲を広げることは、周辺の生態系に様々な影響を与えることとなります。

野生動物の保護管理をどのように進めるかについては、この計画の範囲ではありませんが、人々の生活と野生動物とのかかわりを考えるとき、豊かな自然環境を有する北海道では、アライグマなど逸走や遺棄された飼養動物が野生化し、生態系を乱している事例や、エキノコックスなど野生動物が持つ病原体が、ペットを介して人に感染する恐れなど、飼養動物の管理という観点で、野生動物とのかかわりについて、考える必要があります。

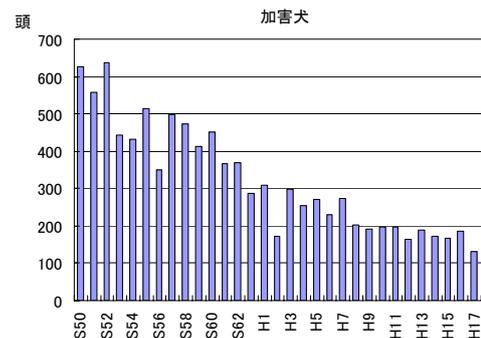
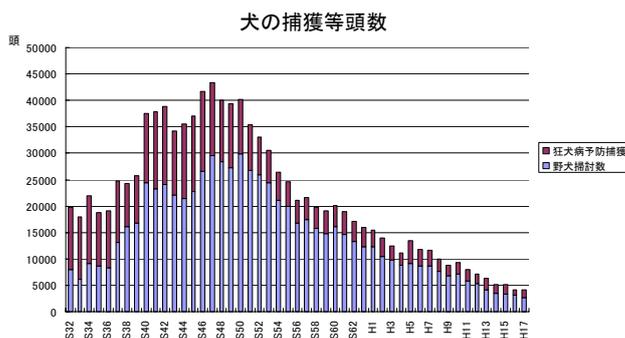


エキノコックスの寄生サイクル  
(保健福祉部保健医療局食品衛生課の資料から)

### ③ 野犬対策

開拓使時代から昭和初期にかけて、開拓の進展による人口の急激な増加や、たび重なる戦争などの混乱により、犬の逸走や遺棄などによる野犬の増加が問題となっていました。人や家畜が襲われる被害が多発した市町村では、野犬掃とうなどの対策を独自の条例で実施してきましたが、市町村ごとに対応のばらつきがあったことから、市町村の境界を越えて移動する野犬に対して十分な効果を上げられず、昭和28年に北海道が、全市町村が統一的な野犬掃とう条例を規定することを規定した統制条例※「北海道野犬掃とう統制条例」を施行し、これに基づいて作られた各市町村の条例による施策が、市町村による動物管理行政の本格的なスタートとなっています。

※統制条例：都道府県が、市町村に条例を定めさせることを目的として定める条例  
平成12年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地方分権一括法)施行により、市町村の自治権限に都道府県は関与しない原則から、統制条例制度は廃止されました。



### ④ 飼い犬への規制

野犬掃とうに関する条例で野犬の捕獲等が進められた際に、犬による咬傷事故は、飼い犬の放し飼いも問題であるとの指摘があり、昭和34年には、犬の放し飼いの規制などを加えた「北海道畜犬取締及び野犬掃とう統制条例」が施行され、各市町村もこの条例に基づき条例改正が行われたことから、全道統一の犬の飼い方に関する規制が作られることとなりました。



この飼い方に関する規制の中で、「畜犬を飼育する場所を常に清潔にしておくこと」という、動物の愛護につながる項目が加えられています。

## 北海道畜犬取締及び野犬掃とう統制条例の犬の飼養方法等に関する規定

(この規定に即した内容で、市町村が条例を定めました)

- ① 畜犬の繫留義務
- ② 捨て犬の禁止
- ③ 犬の飼育による人畜への被害防止及び迷惑防止
- ④ 飼育場所の清潔保持
- ⑤ 犬の飼育場所に表示の掲出
- ⑥ 加害犬の飼い主に対し、処分、性癖矯正、危害防止処置の実施を命令
- ⑦ 職員による犬の飼育場所への立入調査

### ※北海道畜犬取締及び野犬掃とう統制条例

平成 12 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(いわゆる地方分権一括法)の施行により、地方自治法から統制条例の規定が廃止されたことに伴い廃止となっています。

なお、市町村の条例は、条例の目的がなくなったわけではないことから、地域の状況に応じた改正をされながら現在も運用されています。

畜犬取締及び野犬掃とうに関する条例に基づく市町村の施策により、野犬や犬の放し飼いの減少、咬傷事故の減少といった効果がありましたが、これは住民の犬に対する恐怖心を軽減し、人と犬のより良い関係をつくる動物愛護上の効果につながっていることは間違いありません。

しかしながら、このような法令の規制によらなくても、人と動物のより良い関係づくりを進めるには、動物が怖いと感じる人や動物を苦手と思う人への配慮を欠かさない社会づくりが重要な課題となります。

## ⑤ 動物の理解を進める取組み

人と動物とのより良い関係づくりには、動物を理解するということが必要となりますが、動物の理解を進める上で、動物園の効果は少なくありません。

道内では、昭和 26 年に札幌市円山動物園が道内最初の動物園として設立されて以降、動物園の整備や公共公園における動物飼育舎の設置が進み、これまで動物と関わりの少なかった人でも、動物の大きさ、鳴き声などを直接感じることで、動物に対して興味・関心を寄せるきっかけとなっています。



また、各動物園では、動物に対する理解を深めてもらうために様々な取組みが行われ、効果をあげており、このような取り組みが、今後も人と動物とのより良い関係づくりに貢献していくことは間違いありません。

## ⑥ 動物愛護概念の普及

多くの人々が動物に対して興味や理解を示すようになった現在では、個々人が動物に対する様々な考え方や意見を持つようになっていきます。

そのような中で、昭和 48 年に動物の保護及び管理に関する法律（現 動物愛護管理法）が制定され、動物愛護週間行事が道内各地で開催されるようになったことなどから、道内においても動物愛護の概念が普及するとともに、事業などで動物との関わりが密接な人の中には、より現実的な取組みとして動物福祉※といった概念も形成されました。



北海道では、過去から動物を使役や畜産など幅広く利用してきた経緯があり、動物愛護を進める中で、動物福祉の考え方を普及していく必要性が高くなっています。

※動物福祉の概念：人が動物を利用する必要性を認める一方で、そのために動物が苦痛を受けることは避けなければならないという考え方。

キーワード： 動物の利用による北海道の発展  
野生動物とのかかわり  
飼養動物の適正管理がもたらす社会環境  
動物に対する理解の推進と動物愛護概念の普及

## 3) 動物愛護の推進と新たな課題

### ① 動物の保護及び管理に関する法律の施行

「動物の保護及び管理に関する法律」（動物保護管理法＝動物愛護管理法の旧名称）が昭和 48 年に制定され、虐待防止といった動物の安全確保や適正飼養など飼養者の管理責任などが規定されました。この法律では、適正な飼養保管に対する指導助言や危険な動物の飼養管理について、地方公共団体の条例に委ねる内容となっていたことから、動物保護管理法の施行を契機に地方公共団体で動物の保護管理に関する条例制定が進みました。

北海道では、昭和 55 年に「北海道危険動物飼養規制条例」を制定し、危険な動物を飼うことを、許可制としました。



## ② 北海道における動物保護管理に関する条例の施行

国では動物保護管理法が、平成11年に動物愛護管理法に改正され、動物愛護精神の高揚と飼養動物に起因する迷惑行為の防止などが強化されました。

北海道においても、動物の飼養等に起因する迷惑行為や飼養放棄などで野生化したアライグマなどによる生態系のかく乱などの問題が発生したことから、動物愛護管理法の精神を包含し、道民の動物の愛護精神の一層の高揚と動物の適正な取り扱いの推進を図るため、道、道民及び飼い主の責務などを明らかにした、施策の基本となる事項を定める「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（動物愛護管理条例）を平成13年に制定しました。



この条例で、アライグマなどの外来生物を特定移入動物として、規制の対象としたのは、全国的にも画期的なものでした。（動物愛護管理条例第3節）

平成17年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、アライグマが規制されたことから、現在、道の条例ではアライグマを規制の対象から除外しています。【現在の特定移入動物：プレーリードッグ、フェレット】

### 北海道危険動物飼養規制条例

危険な動物の飼養許可制度等を規定

↓ （動物保護管理法 → 動物愛護管理法）

### 北海道動物の愛護及び管理に関する条例

動物の適正な飼養と迷惑防止、危険動物・特定移入動物の飼養管理規制、動物の引取り・収容等にかかわる内容を規定

## ③ 保護収容施設における動物の処分方法

動物の保護収容施設では、動物の収容能力に限界があるため、保護収容した動物を生涯飼い続けるということはできず、保護収容後、一定期間が経過した動物は、処分することを避けられません。

国が示した「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」（平成18年1月環境省告示第26号）では、動物を処分する方法として、殺処分、飼い主への返還、譲渡という3つの方法を示しています。

動物を殺す場合の方法については、できる限り苦痛を与えない方法によることと規定されたことから、原則として、安楽殺処分（苦痛を感じさせずに絶命させる方法；内閣総理大臣官房管理室監修動物処分方法関係専門委員会編「動物の処分方法に関する指針の解説」（平成8年2月）により、具体的方法が示されています。）が行われることとなりました。

しかし、保健所や動物管理センターなどに犬、猫の引取りを求めた人の多くは、動物を殺すことを望んでいません。

国の告示で、殺処分以外の処分方法として示されている譲渡処分には、新しい飼い主に引き渡す方法と、動物実験施設など科学上の利用に供する施設などに引き渡す方法が示されています。この中で、科学上の利用に供する引き渡しについては、飼い主に飼養放棄された犬猫に、更なる苦痛を与えることに対する人道的見地から、北海道では平成 14 年を最後に、また道内市町村も平成 17 年を最後に行なっていません。



一方で、新しい飼い主への譲渡については、「新しい飼い主探しネットワーク事業」（北海道）や、定例的な譲渡会の開催（札幌市）の他、ホームページなどを見た希望者から保護収容施設に照会があった場合に対応するなど、積極的に推進しています。

#### 新しい飼い主探しネットワーク事業（北海道）

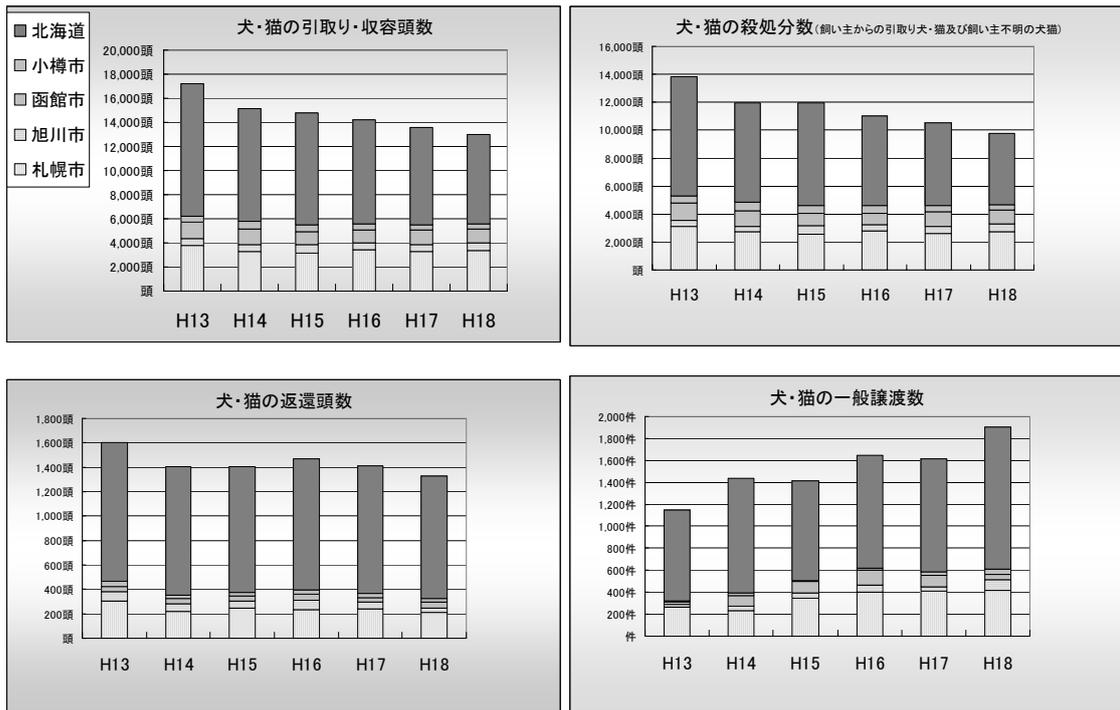
譲渡会などのイベント譲渡は、多数の犬猫が引き取られる効果がありますが、一時的な感情の盛り上がりで十分な準備のないまま引き取る人や、譲渡会をあてにして繁殖制限を怠る人がでるといった欠点も指摘されています。

そこで、北海道では平成 14 年から、譲渡希望者を支庁における事前登録制とし、希望する犬猫が支庁管内の保健所で保護収容された際にコーディネートする事業を展開しています。

#### 子犬・子ねこの飼い主さがし（札幌市）

飼い主の都合で飼養できない子犬・子猫と、新たに飼養を希望する人の出会いの場として、夏季期間に月 1 回開催している譲渡会です。

この行事は、単なる譲渡会としてではなく、獣医師による新しい飼い主が決まった子犬・子猫の無料健康診断や、愛玩動物飼養管理士による子犬・子猫の飼い方・しつけ方講習、子犬・子猫の提供希望者への適正飼養に関する法律知識・不妊手術の必要性等の講習、新たに飼養を希望する人への犬・猫の適正飼養に関する法律知識の講習など様々な普及啓発行事が同時に実施され、効果的な普及啓発の場にもなっています。



#### ④ 動物にかかわる事業の多様化

動物がより身近な存在となったことから、人々の間で動物とかかわることに対する様々な要求が生まれ、これに応えるように様々な業者が事業を展開するようになりました。

動物を取扱う業については、平成 11 年の動物愛護管理法改正で、届出制度が規定された際、動物取扱業は「販売」、「保管」、「貸出」、「訓練」、「展示」の 5 業種に分類されましたが、その後、動物を直接飼養せず取次ぎ、仲介する業者やペットシッターのような新たな業態が増加し、これらに対する苦情も発生するようになったことから、平成 17 年の法改正時に、これらの業者が規制の対象となるよう見直しが行われました。

しかし、動物取扱業者の業態多様化は、今後も進んでいくものと考えられています。



一方で、動物を利用したボランティア等の活動も注目されてきています。

盲導犬のように社会的に広く知られているもの以外にも、平成 14 年の「身体障害者補助犬法」の施行以後、様々な補助犬の活動が紹介されており、また、メンタルヘルスケア効果が評価されているボランティアドッグによる病院や養護施設における動物介在活動のように、動物を通じた様々な社会奉仕活動が広く認知されてきました。このような例は、動物の存在が人の生活に有益なものであることを証明するものであり、動物が社会に受け入れられる新たな視点としても有効です。

また、これらの活動に係わる補助犬やボランティアドッグなどは、ユーザーや訪問先に危険や迷惑を生じないように、一般的にしつけ等の管理に十分な配慮がされており、一般飼育者の飼い方の手本としても注目されています。

## ⑤ 核家族化と動物飼養

少子化、核家族化などが進む昨今の家庭では、動物の飼養はペット（愛玩動物）よりも、生活の伴侶と位置づけ（伴侶動物）、家族の一員という意識が定着してきました。そのような中で、動物ごとの生理・生態・習性に配慮を欠く擬人化した取扱いによって、飼養動物の中には社会適応不良やストレス性の異常行動などを呈し、これが原因となって飼養放棄につながる事例もでています。

また、カメなど寿命の長い動物を飼う場合や、高齢者が仔犬を飼いはじめる場合などでは、動物よりも先に飼養者が亡くなるという例も見られます。



一方で、犬・猫などの動物は、寿命が10～20年程度と人に比べて短命であるため、ほとんどの人が老いた犬・猫などのケアを経験することとなりますが、この時、相当な体力や気力を必要とする場合が多く、医療費など相当な経費が必要となることも少なくありません。

このような事例については、飼う前に動物の生理・生態・習性や必要な経費、さらに将来のことについても家族ぐるみでよく考え、理解し、さらに飼いはじめた後は、責任あるしつけ・管理を怠らないことが重要となります。

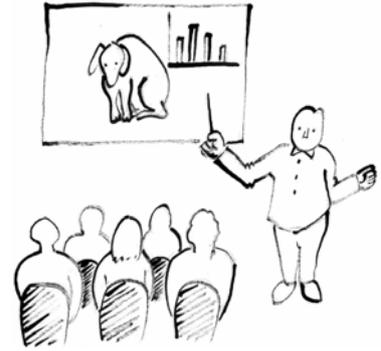
キーワード：動物の保護収容と処分  
動物にかかわる事業の多様化  
飼い始める前の理解と飼い始めた後の責任

## (2) 動物の愛護及び管理に関する活動を全道的に盛り上げる機運の招来

動物の愛護及び管理に関する活動を全道的に盛り上げるためには、動物に対する道民全体の共通理解を形成する必要があります。

しかし個々人の意識には、動物自体を嫌いと考える人や、犬は好きでも猫は嫌いといった動物種ごとの好き嫌いなど様々であり、また居住地の地域性の違いなどもあることから、自分と違う考え方を否定するのでは、共通理解は得られません。

そこで、動物介在療法によるメンタルヘルスケアや動物を通じた命の教育など、動物とのかかわりによって享受できる様々な効果が広く認識され、こういった活動を通じて、動物に対する理解を広げていくことはとても有効な手段だと考えられます。



但し、過去に動物から傷害を受けた等の精神的な面や、アレルギーがあるなどの体質的な面から、動物とのかかわりを望まない人がいることにも留意し、その権利を尊重しながら活動を進めることも必要です。

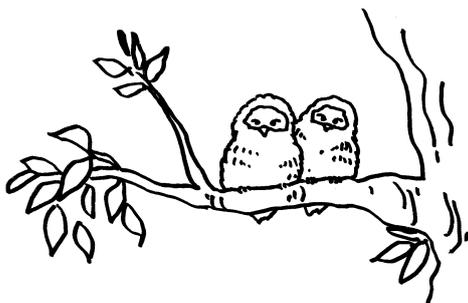
キーワード： 共通理解の形成と個人の尊重

### (3) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護や管理に関する施策を長期的視点から取り組むためには、対象とする動物の種類や、人と動物との係わりの分野の違いによって、様々な実施主体が施策を実施又は関与していること、動物の愛護や管理に関する内容は、社会情勢に応じたライフスタイルや価値観の変化により、常に変化することを考慮する必要があります。

そこで、長期的視点と要求の変化に応じて、実施主体ごとに対応する必要があります。

また、自然の豊かな北海道では、飼養動物に対する総合的なアプローチを考える際には、アライグマの例で見られるような逸走等した飼養動物が、道内の山などで繁殖して自然の生態系に影響を与えることや、野生動物への餌やりなどで、野生動物が本来持つ野生の能力や人に近づくことを避ける本能などに影響を及ぼすといった長期的視点も無視することはできません。



そこで、動物愛護管理法の対象である飼養動物を通じた、自然環境へのアプローチという視点も考慮されなければならない。飼養動物にかかわる者と野生生物にかかわる者が協力して、施策に取り組む必要性も認識しておく必要があります。

#### (4) 関係者間の協働関係の構築

動物関係業務の窓口は、自治体ごとに多様であり、また動物が関係する問題が発生した場合には、幅広い部局、機関、団体間での協働関係の構築が必要となります。

##### 【動物愛護行政窓口】

道： 他県にみられる動物愛護センターのような動物愛護管理業務を専掌する機関がないため、複数機関（一部業務委託）で分担しながら対応しています。

（動物愛護センターの設置を検討しています（資料ページ参照）が、具体化していません。）

- ・動物愛護管理全般（苦情相談、動物取扱業登録、特定動物（危険な動物）の飼養許可など）

環境生活部環境局自然環境課 支庁地域振興部環境生活課

- ・犬猫の引取り 支庁保健福祉事務所（保健所）生活衛生課
- ・負傷動物、傷病鳥獣の保護収容 社団法人北海道獣医師会に委託

札幌市： 動物管理センターが総合的に対応

旭川市： 保健所衛生検査課が総合的に対応

函館市： 保健所生活衛生課が総合的に対応

##### 【動物関係業務の行政対応窓口】

小樽市： 保健所生活衛生課（動物衛生担当）

その他市町村： 衛生担当課

#### (5) 施策の実行を支える基盤の整備

動物愛護管理に関する施策を進めていくには、多様で幅広い協働活動が必要となることから、これらの中心的な位置付けとなり、総合調整が行える拠点施設の整備は、重要な課題となってきます。

一方で、施策を支えるマンパワーとして、より地域に密着した活動を進めるために、協働ボランティアの活動に期待する部分も少なくありません。

北海道では、動物愛護管理法に基づき「北海道動物愛護推進員制度」を設立し、地域ごとに施策に協力いただくボランティアとして「北海道動物愛護推進員」を委嘱していますが、まだ制度が設立されていない札幌市、旭川市、及び函館市においても推進員制度が創設され、推進員同士のグループ活動が全道に広がることを期待する声もあります。

また、行政機関や動物愛護推進員の活動をバックアップする動物愛護団体や、業界団体の育成も、重要な課題となっています。

キーワード：協働による取組み

## 北海道動物愛護推進員制度とは

動物愛護管理法第 38 条の規定に基づき設置するもので、動物愛護管理施策に協力する意欲のある道民の方(※)に、ボランティアとして、動物の愛護や正しい飼い方について、普及啓発活動を担ってもらう制度です。

〔※ 動物愛護推進員は、動物愛護管理法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が委嘱することとされているため、札幌市、旭川市及び函館市の市民の方は、知事が委嘱するこの推進員制度の対象外となります。〕

募集：全道 170 名を上限とし、奇数年の 9 月頃、支庁毎に応募を受付

要件：道内（札幌市、旭川市及び函館市を除く）に居住する 18 歳以上で、犬、猫等の動物愛護と適正飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があって、関係法令を遵守している人

任期：約 2 年間

〈主な活動内容〉

- ① 地域における犬、猫等の動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発
- ② 道及び市町村が開催する動物愛護週間関係行事への協力
- ③ 道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力
- ④ 支庁が開催する会議、研修会への出席と活動報告



### 動物愛護管理法

（動物愛護推進員）

第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

## 北海道動物愛護センター（仮称）に関する基本的な考え方（概要）

### ＜平成14年3月 庁内ワーキンググループ＞

基本精神	「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物愛護精神の高揚を図るための機関であると同時に、実践の場として道民に親しまれる施設であることが最も重要である。 また、道内における犬及び猫の収容（処分）施設は、保健所の犬抑留所しかなく、法律及び条例の効果的な推進ができない状況にあり、施設の整備は必要不可欠のものとする。
------	--

項目	庁内WGIによる検討内容・考え方	総合的な考え方
実施事業 (ソフト)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 動物とのふれあい活動</p> <p>③ 負傷動物の応急措置</p> <p>⑤ 道民に対する情報発信</p> <p>⑦ 障害者等福祉事業</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>② 動物の譲渡事業</p> <p>④ 動物の適正飼養指導</p> <p>⑥ 調査研究</p> <p>⑧ 監視指導、立入検査</p> </div> </div> <p>(考え方)</p> <p>① 「命」の大切さを「ふれあい」を通じて普及啓発し、道民の動物愛護思想の高揚を図る必要がある。 (本道においても虐待行為の事例がある)</p> <p>② 年間4,000匹にも上る安楽死処分される犬及び猫に対し、できるだけ生存の機会を与えるため、新しい飼い主への譲渡事業を実施する必要がある。</p> <p>③ 法律及び条例に基づき、負傷動物（野生の傷病鳥獣を含める）の収容・応急処置を実施する必要がある。</p> <p>④ 動物の不適正な飼養が、苦情や様々なトラブルの原因となっているため、犬の「しつけ教室」など動物の正しい飼い方についての指導を行う必要がある。</p> <p>⑤ 各種イベント（動物愛護週間行事等）の実施、ホームページの開設、機関誌の発行等を通じて広く道民に情報を発信する必要がある。</p> <p>⑥ 動物を介して人へ感染する動物由来感染症の調査研究や傷病鳥獣に関する調査を実施する必要がある。</p> <p>⑦ 動物を介在させることが高齢者や障害者などの疾病等の治療に効果的であると、近年注目されていることから、事業の実施を検討する必要がある。</p> <p>⑧ 関係施設等の監視指導等を実施する。</p>	<p>◎ 基本的に動物愛護思想の啓発を中心とした機能を持たせることが必要である。 なお、左記の実施事業は、他府県市で既に実施されており、事業成果を上げている事業について、記述したものである。</p>
施設整備 (ハード)	<p>&lt;基幹施設&gt;・・・(道内1か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理棟（職員の事務所など）</li> <li>○治療施設（応急措置室、治療（手術）室、観察室、調査研究室）</li> <li>○愛護館（展示室、多目的ホール、団体休憩室、会議室、住民相談室）</li> <li>○動物舎（ふれあいのための飼育舎、譲渡施設）</li> <li>○処分施設（炭酸ガスによる安楽死処分及び焼却施設）</li> <li>○屋外施設（多目的広場（休外広場）、模擬散歩コース、ふれあい広場）</li> <li>○附属施設（車庫、屋外トイレ、駐車場、東屋）</li> </ul> <p>&lt;サブ施設&gt;・・・(道内3～4か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○譲渡場（譲渡及び模擬散歩コース）</li> <li>○処分施設（炭酸ガスによる安楽死処分施設）</li> <li>○治療施設（避妊・去勢用手術室）</li> </ul>	<p>◎ 動物愛護管理行政の総合的・中心的役割を担う施設として、道内1か所に「基幹施設」を、また、本道地域特性（広域性）を考慮し、3～4か所の「サブ施設」を整備する必要がある。</p> <p>&lt;基幹施設&gt; その規模等を考慮し、PFI方式の導入についても検討する必要がある。</p> <p>&lt;サブ施設&gt; 管内人口や支庁再編も視野に入れ、現在、保健所と支庁の合同庁舎に併設されている犬抑留所の増改築で対応することについても検討する必要がある。</p>
組織体制	<p>&lt;基幹施設&gt; 部の出先機関として位置付け、また業務内容から3課（庶務、愛護、飼養管理）体制であることが必要である。</p> <p>&lt;サブ施設&gt; サブ施設を設置する支庁に、「動物管理係」を置くことが必要である。</p>	<p>&lt;基幹施設&gt; 業務量を勘案し、常駐する事務職と獣医師を複数配置することが必要である。</p> <p>&lt;サブ施設&gt; サブ施設を設置する支庁における、係体制が必要と考える。</p>

## 2 施策別の取組み

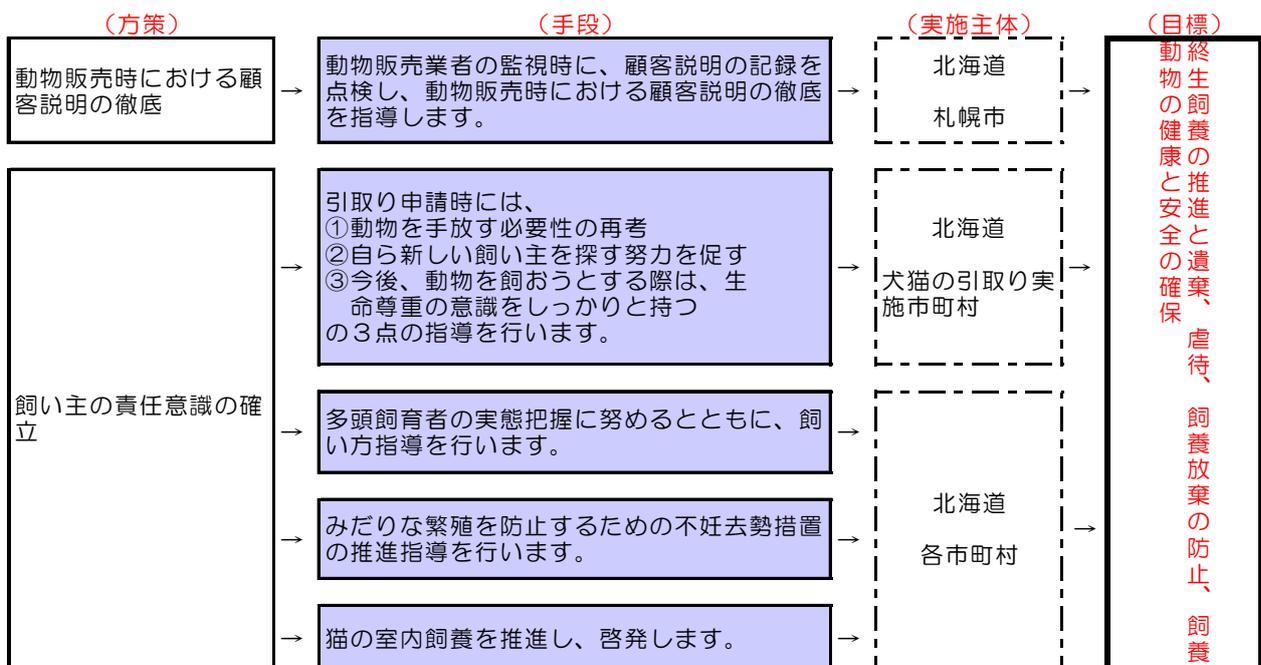
### (1) 動物の適正な飼養に関する事項

#### 1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

##### 現状と課題

- ・ ペットを飼養する家庭が増加。
- ・ 飼い主責務の自覚や知識を持たないで飼養する者がいる。
- ・ 十分な思慮なく飼養を開始し、安易に飼養放棄する者がいる。
- ・ 飼育場面積、積雪・寒冷地であること、エキノコックスなどの感染症があることなどを考慮し、動物の特性や健康状態に配慮した飼養環境の提供が必要である。
- ・ 飼育者の経済的な理由や健康上の理由などにより、適正な飼養管理に破綻を来たす事例が発生している。
- ・ 猫の引取りに著しい減少が見られない（仔猫の引取りが多い）。
- ・ 無秩序に繁殖したペットに対して、責任意識のない飼い主がいる。

今般のペットブームで安易に動物の飼養を開始する人が少なくありません。そのような中で、飼い主となる人の動物に対する知識不足や自覚の欠如が指摘されています。そこで、動物を飼おうとする人には、動物を飼うための必要な知識を得てもらおうとともに、飼い主となった人には、動物を飼うことの責任意識を持っていただくための施策を進め、ペットなどの動物が、生涯、健康で安全に暮らせるようにします。



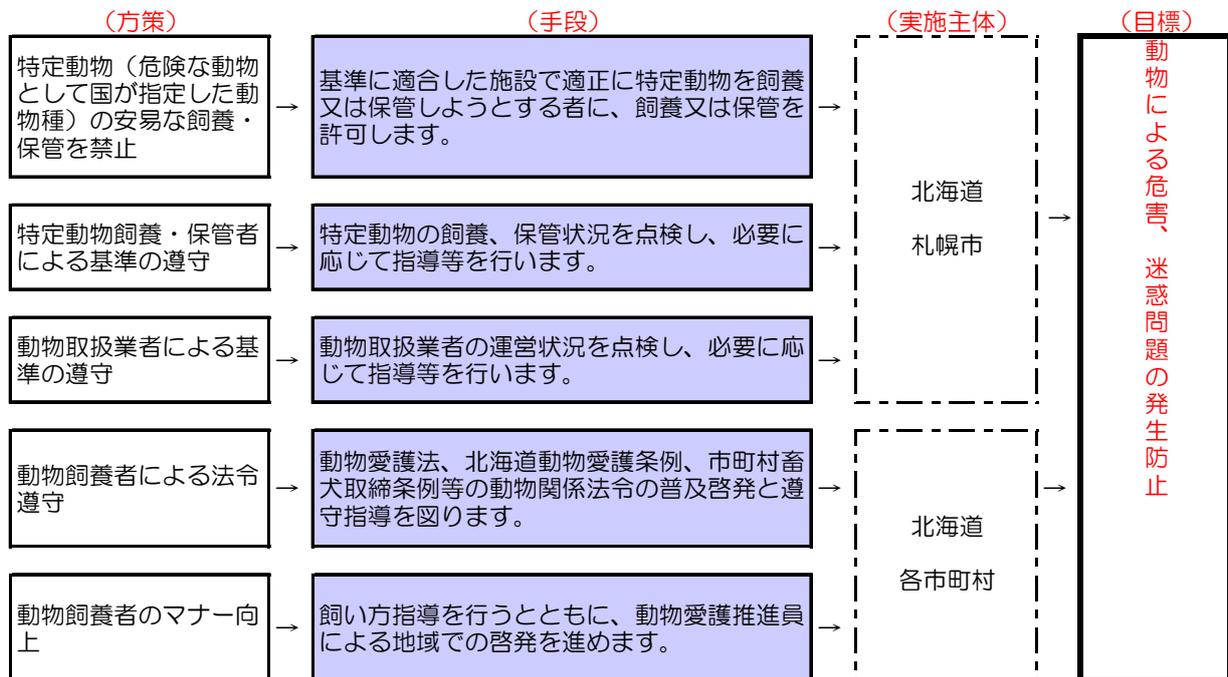
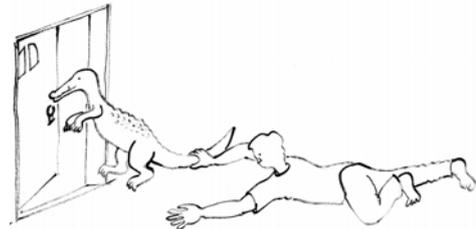
## 2) 動物による危害や迷惑問題の防止

### 現状と課題

- ・ 他人と異なる動物を所有したいという欲求から、危険な動物を飼養したい者が増加
- ・ 動物の不適切な飼養に起因する危害、迷惑問題が発生
- ・ 動物取扱業者の周辺住民から、鳴き声、臭いなどの苦情が発生
- ・ しつけや管理の不備から、動物の行動を抑制できない飼い主がいる
- ・ 動物飼養者の違法行為や迷惑行為に起因した、住民間の感情的対立が生じている。

咬傷事故などの動物による危害や、鳴き声や糞などの迷惑問題は、飼い主が適切な管理を怠ることによって発生している事例が少なくありません。

そこで、飼い主に動物の管理を徹底してもらうための施策を進め、動物による危害や迷惑問題の発生防止に努めます。



### 3) 所有者明示（個体識別）措置の推進

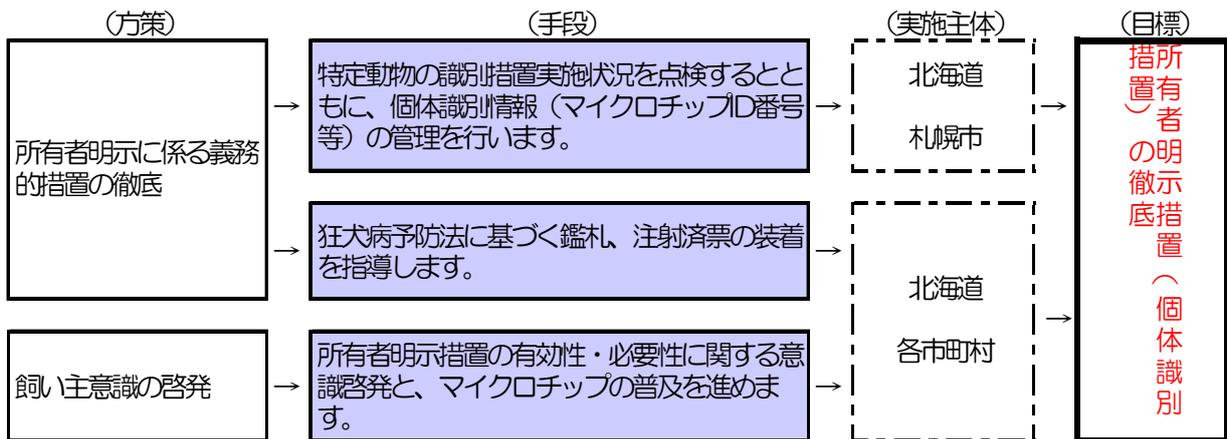
#### 現状と課題

- ・ 個人飼養特定動物へのマイクロチップ装着が進んでいない
- ・ 飼養されている特定動物が、許可を受けたものかわからない
- ・ 狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着率が低い
- ・ ねこについては、所有者明示の意識が普及していない
- ・ 迷子札に電話番号等の個人情報を表示することに抵抗がある
- ・ 災害発生時に保護収容した動物について、所有者への連絡ができなかった事例が見られた。

保健所や動物管理センターで保護された犬、猫のうち、飼い主に返還されたものは、10%程度（平成 18 年度における全道収容犬猫頭数に対する割合）にすぎません。犬については、狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着が義務付けられていますが、装着されていないものや、首輪がはずれてしまったものなど、飼い主が特定できない事例が多くなっています。

一方、猫については、動物愛護管理条例で室内での飼養に努めるよう規定されていますが、徹底されておらず、また迷子札の装着などの、所有者明示を行う意識がほとんど普及していない状況です。

そこで、迷子となった犬、猫が、容易に飼い主に返還されるよう、所有者明示措置の啓発を進めるとともに、その方法として、個人情報保護が保護され、脱落することのないマイクロチップの装着普及を積極的に進めていきます。



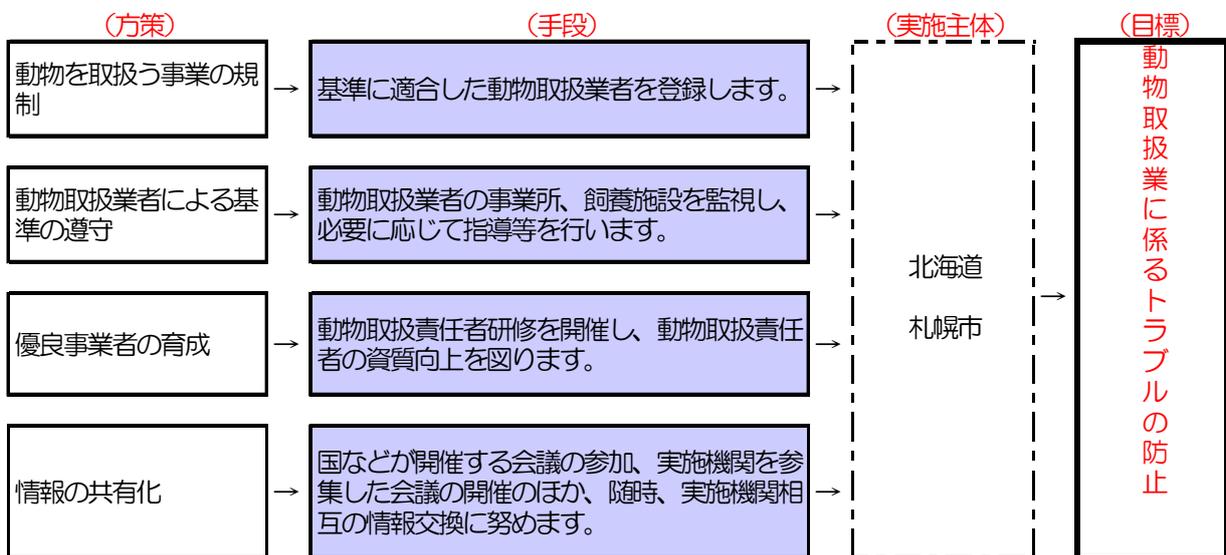
#### 4) 動物取扱業の適正化

##### 現状と課題

- ・ 動物取扱業者に起因するトラブルが発生している。
- ・ 動物愛護管理関係法令の理解不足による不適切な取扱いが見られる
- ・ 商品は、命あるものであるという認識を欠いた者が、経済観念だけで安易に動物取扱業を行おうとする事例が見られる。
- ・ 動物取扱業の登録事務手続き等、取扱いが自治体ごとで異なる場合がある。

ペットブームを背景とした業者間競争の激化や、動物を取り扱う事業の多様化に伴い、一部の事業者で、動物は商品である以前に命あるものであるという認識が低下しているように見受けられる事例があります。

そこで、動物取扱業者が法令の基準に即した動物の適切な取扱いが行われるよう、監視・指導等を行う施策を推進し、動物取扱業に係るトラブルの防止に努めます。

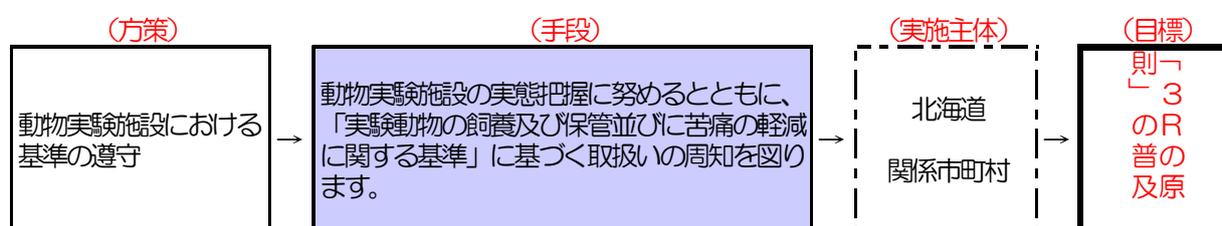


## 5) 実験動物の適正な取扱いの推進

### 現状と課題

- 動物実験施設の実態が把握されていない
- グローバルスタンダードとして「3R（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）の原則」が、普及しつつある

動物実験施設における動物の取扱いは、最先端研究の秘匿性などから、実態の把握に難しい面もありますが、特定動物飼養許可施設の監視・指導等を通して、動物実験施設におけるグローバルスタンダードとして「3Rの原則」を普及する施策を進めます。

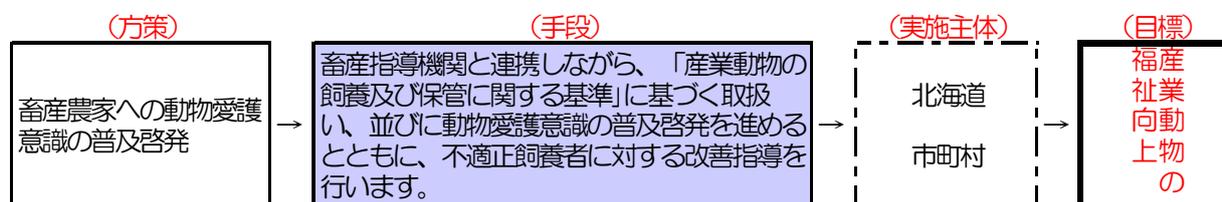


## 6) 産業動物の適正な取扱いの推進

### 現状と課題

- 動物福祉よりも経済性が重視される場合がある。

家畜などの産業動物は、ややもすると経済性や効率性が重視され、動物の福祉という視点が軽視されることがあります。そのような状況が生じないよう、日ごろから畜産農家への動物愛護意識の普及啓発に努め、産業動物の福祉向上を図ります。



## (2) 普及啓発に関する事項

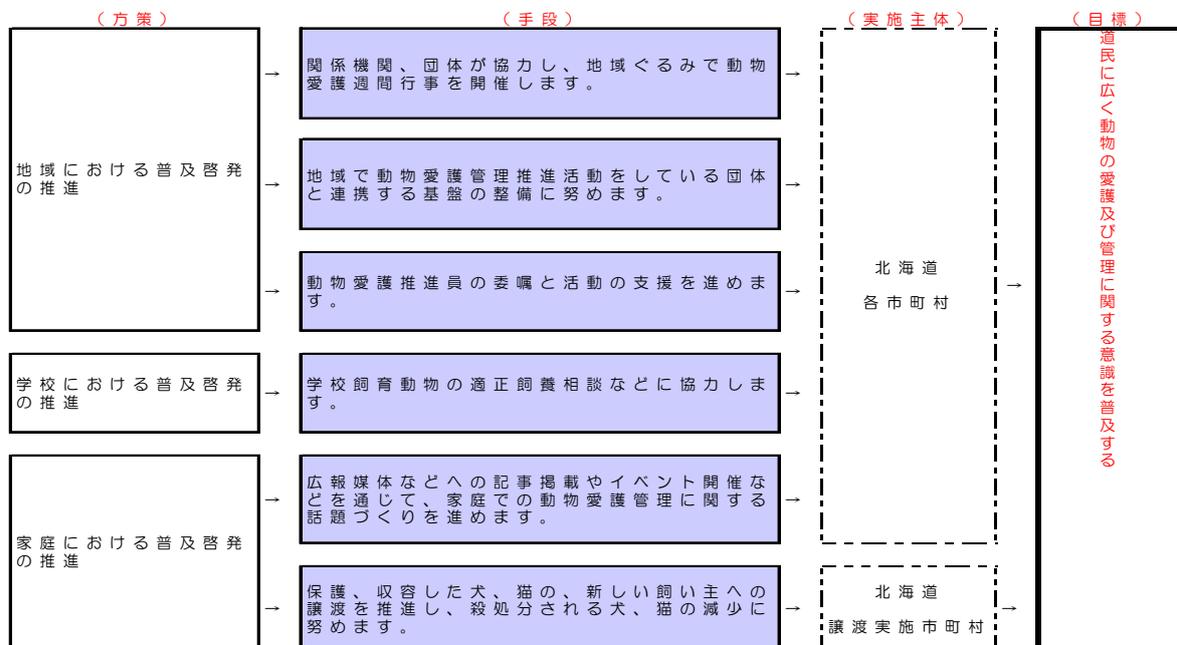
### 1) 普及啓発

#### 現状と課題

- ・ 普及啓発事業の効果は、現段階では限定的であり、道民に広く普及しているとはいえない状況
- ・ 個人的な主義・主張に偏向した動物愛護活動を行う者がいる
- ・ 子供の情操を育む上で、動物との触れ合いや適正飼養の経験は重要
- ・ 学校、地域、家庭等において、様々な機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが必要

動物の愛護及び管理の気風を招来することは、動物を通じた生命尊重と友愛・平和の情操の醸成・涵養に資するものであることから、これが広く社会で受け入れられるようにしていく必要があります。そのための効果的な普及啓発は、地域、学校、家庭などのさまざまな機会や場面において、行われていくことが必要です。

そこで、道民に広く動物の愛護と管理に関する意識を普及する施策を進めるために、さまざまな団体などと協力しながら、動物愛護推進員制度や広報媒体等を活用した普及啓発に努めます。



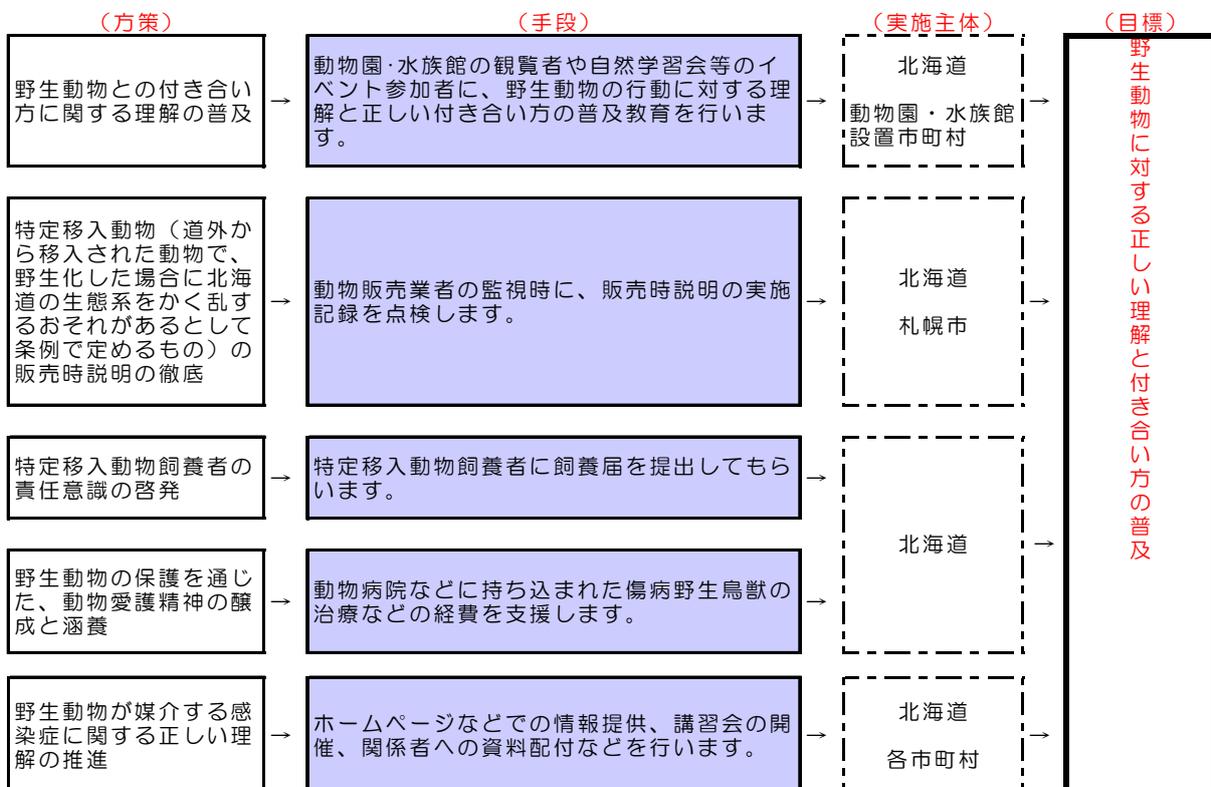
## 2) 野生動物への配慮

### 現状と課題

- ・ 北海道では、都市生活者であっても、容易に野生動物と関わる事が可能である。
- ・ 北海道で生活する者はもとより、北海道を訪問する者も、飼養動物と野生動物の付き合い方の違いを理解することが必要である。
- ・ 飼養動物の逸走・遺棄や、野生動物に餌付けする等の行為が、野生動物の生態系に混乱を生じさせる事例がある。
- ・ 野生動物を身近に感じることで、直接飼養しなくても動物愛護の精神の醸成・涵養に役立つ場合がある。
- ・ 野生動物がもつ病原体が、飼養動物や人に感染する危険性がある。

自然の豊かな北海道では、野生動物を身近に感じることができますが、野生動物とペットを同一視して餌付けをしたり、ペットを野山に遺棄したりすると、自然の生態系に大きな影響を与えることとなります。

そこで、ペットなど飼養動物の管理を徹底するとともに、野生動物との正しい付き合い方を普及し、動物を飼わない人でも、身近な野生動物から動物愛護の精神が養われるような施策を進めます。



### (3) 体制整備に関する事項

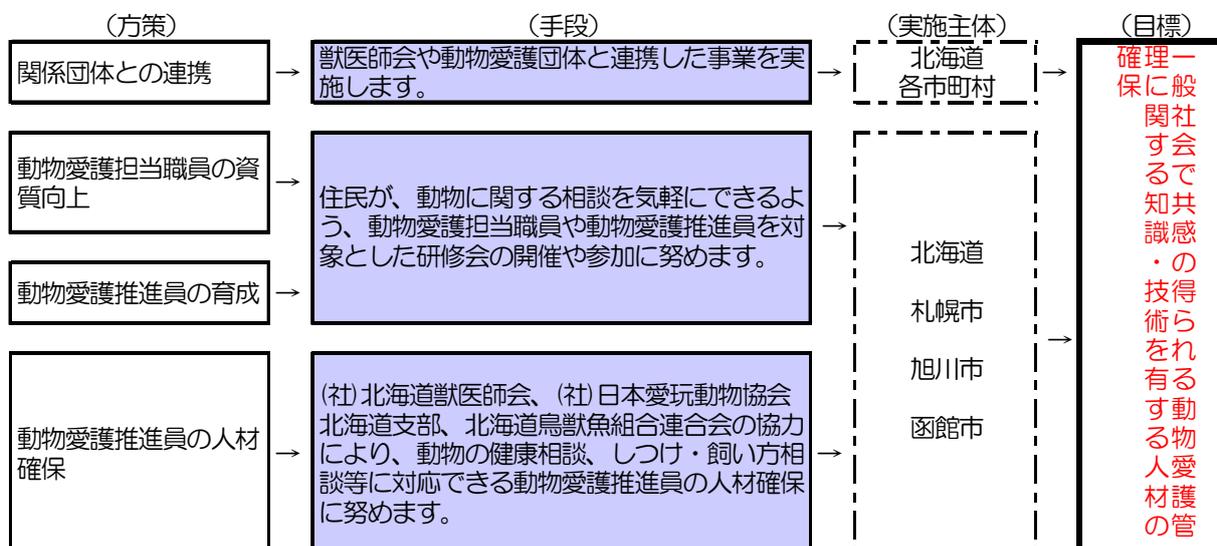
#### 1) 人材育成

##### 現状と課題

- ・ 動物愛護管理の課題は、対象の範囲が多岐であり、民間有識者、事業者等の協力が効果的な場合もある
- ・ 動物愛護担当職員や動物愛護推進員には、動物や動物の飼養に関する専門的な知識が求められる場合がある。

動物の愛護と管理の課題は、対象が一般道民である場合、来道者である場合、事業者である場合など、それぞれの立場や環境で考え方が異なるほか、対象となる動物も、ペットとして飼養される犬、猫や小鳥、カメといった小動物から、牛、馬やソウなどの大型動物まで非常に多岐です。このような、さまざまな状況に対応できる人材育成が求められるところですが、現実的には、対象ごとの専門的な知識・技術を持つ人による対応の方が、より適切な対応を進める上では効果的です。

そこで、さまざまな状況に対応できる動物愛護担当職員の資質向上を進めるだけでなく、専門性の高い関係団体等とも協力し、施策に協力していただく専門的な知識・技術を有する人材の確保もあわせて進めていきます。



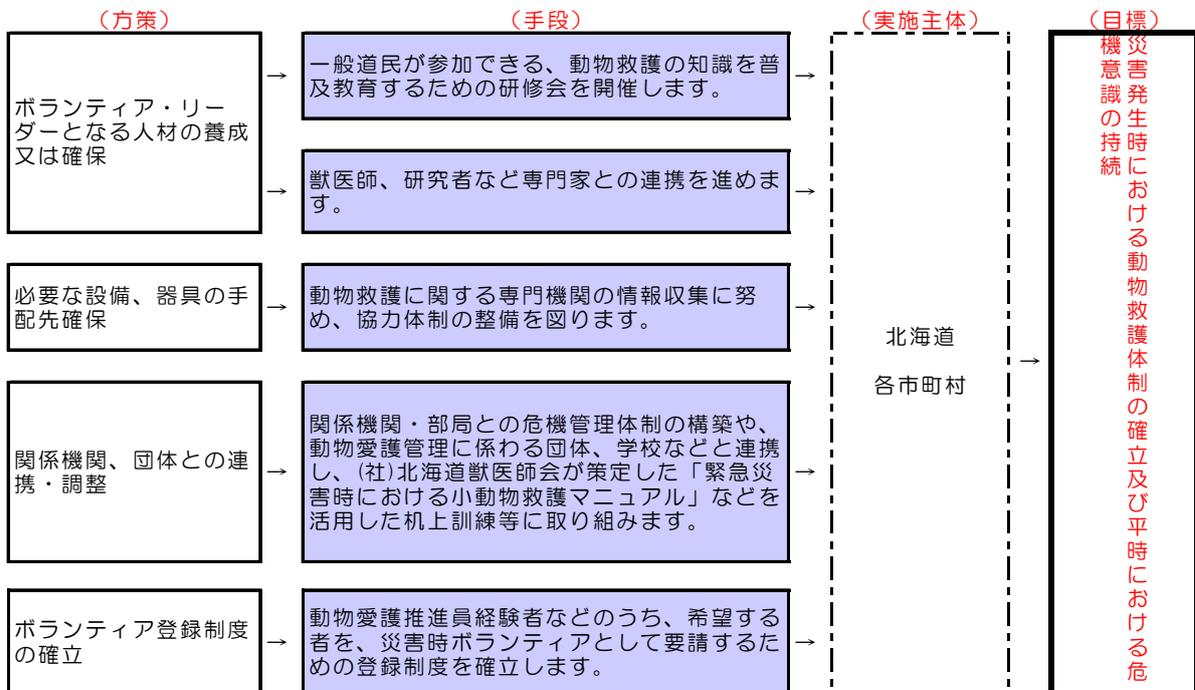
## 2) 災害対策

### 現状と課題

- ・ 平成 12 年の有珠山噴火災害において、道内で初めて被災動物の救護活動が実施され、多数のボランティアの協力を得た
- ・ 平成 17 年度に 4 回の人的被害を伴う地震が北海道周辺で発生しており、道内には 18（北方領土内 11 を除く）の火山(群)があるなどから、危機管理は重要な課題
- ・ 社団法人北海道獣医師会により緊急災害時における小動物救護マニュアルが作成された
- ・ 災害対策では、獣医師などのボランティアが積極的な活動が不可欠

北海道では、平成 12 年の有珠山噴火災害において、被災動物の救護活動が実施され、大きな成果をあげました。これを契機に、道内でも災害時における動物救護活動の重要性が叫ばれることとなり、この救護活動の参加者から出された意見や反省をもとに(社)北海道獣医師会が提案した「緊急災害時における小動物救護マニュアル」は、関係機関や団体に大きな影響を与えています。その中で、特に求められているのが、ボランティアの人材確保と平時における危機管理意識の持続です。

そこで、ボランティア・リーダーとなる人材の育成や、獣医師、専門家などと連携を図るなどで、災害発生時の人材確保に努めるとともに、関係機関等と連携した机上訓練などにより、危機管理意識の持続を図ります。



### 3) 動物愛護管理機関のあり方検討

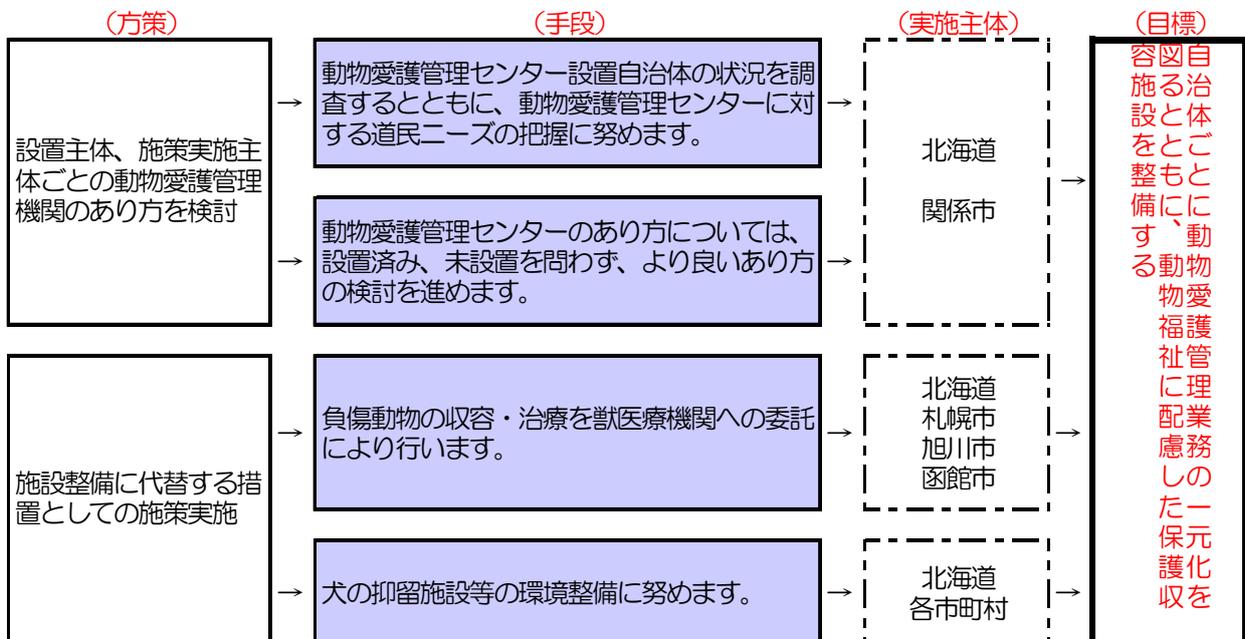
#### 現状と課題

- ・ 現在、道内で動物愛護管理の専門機関が設置されているのは札幌市のみ
- ・ 動物愛護管理機関の新設に際しては、様々な動物に関する諸施策の推進が一元的に対応できる体制整備が求められている
- ・ 保護収容動物の管理と処分にあたっては、動物福祉上の配慮が求められている
- ・ 道内の自治体財政は、いずれもひっ迫した状況にあり、施設整備は容易ではない

動物の愛護管理に関する専門機関である「動物愛護管理センター」（名称は、自治体によって異なります。）は、全国的に多くの自治体で設置が進んでいるところですが、北海道内では札幌市が設置しているのみです。さらに動物愛護管理センターのあり方は、動物愛護思想の醸成に応じて、求められる内容が変化します。

このように、その時代のニーズに応じた動物愛護管理センターの設置や改善をすすめる必要がありますが、自治体の財政的な問題などから難しい状況にあります。

そこで、施設の設置や改善に向けて、情勢の変化と道民のニーズに即した動物愛護管理センターのあり方を検討するとともに、当面整備が難しい課題については、代替する施策を進めていきます。



#### (4) その他必要な事項

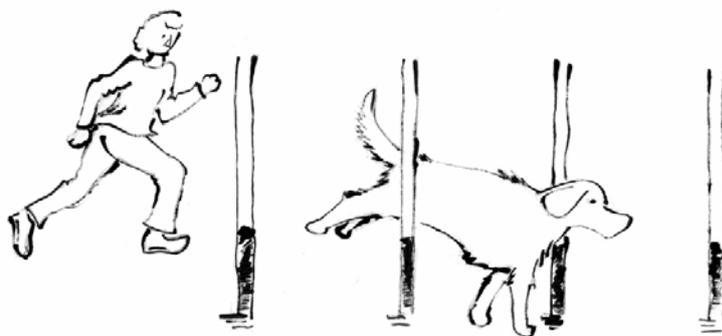
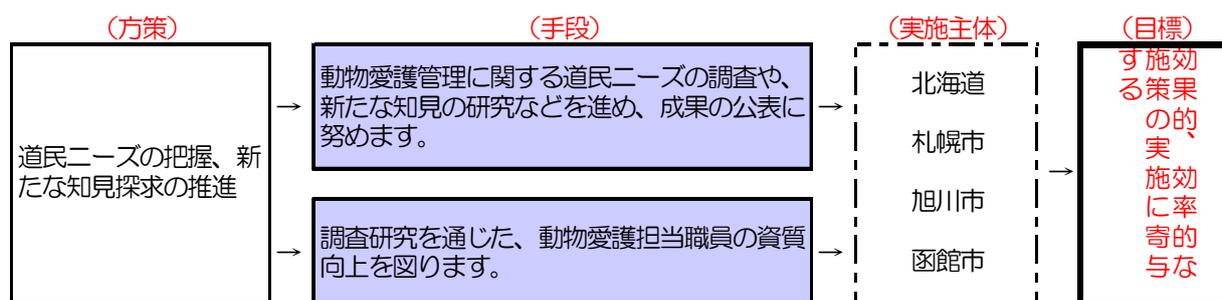
##### 調査研究の推進

###### 現状と課題

- ・ 飼い主や動物取扱業者等への普及啓発、情報発信等を効果的に進めるには、信頼できる情報や確かな技術を背景とした専門的な観点からの指導、助言が不可欠

飼い主や動物取扱業者などに対し、動物愛護管理の普及啓発や情報発信などを効果的に進めるためには、動物の愛護と管理に関する最新の知見や技術を習得し、或いは道民のニーズを的確に分析した上で、専門的な観点からの指導、助言が不可欠となります。

そこで、道民ニーズの調査や新たな知見の調査研究に積極的に取り組み、効果的かつ効率的な動物愛護管理施策の推進に努めます。



### 3 計画の指標と目標値

計画の目標に対する達成状況を点検するため、施策別の目標達成度を示す指標とその達成目標を、次のとおりとします。

#### 《計画の目標》 人と動物とのより良い関係づくりを進める

取り組み	目標	指標	H18年度実績 (基準値)	H29年度目標
動物の健康と安全の確保【適正飼養】	終生飼養 虐待・遺棄防止	飼い主からの犬・ 猫引取り数	犬：759頭 猫：479頭 計：1,238頭※	基準値計を 半減
動物による危害や迷惑問題の防止 【適正飼養】	危害・迷惑防止	飼い犬による咬傷 事故数	70件	基準値の 10%減
所有者明示（個体識別）措置の推進 【適正飼養】	保護・収容した犬 猫の返還	犬・猫の返還率	10.2%	基準値の 倍増
動物取扱業の適正化【適正飼養】	動物取扱業者にお けるトラブル防止	動物取扱業者に対 する処罰数	0件	基準値の維 持

※ 飼い主からの犬猫引取り頭数について：  
市町村によっては、飼い主からの引取りと拾得者からの引取りを区別して集計していない場合があるため、北海道の取扱い頭数を基準値とします。

#### 《計画の目標》

#### 道民生活の中で、生命尊重や友愛等、情操面の豊かさを実現

取り組み	目標	指標	H18年度実績 (基準値)	H29年度目標
普及啓発【普及啓発】	動物愛護管理意識 の普及	犬・猫の致死処 分数	犬：2,879頭 猫：6,889頭 計：9,768頭	基準値計を 半減
野生動物への配慮【普及啓発】		保護・収容動物の 譲渡数	犬：1,248頭 猫：654頭 計：1,902頭	基準値計の 10%増
実験動物の適正な取扱いの推進 【適正飼養】				
産業動物の適正な取扱いの推進 【適正飼養】				

## 第3章 北海道動物愛護管理業務実施計画

### 1 策定の趣旨

この実施計画は、北海道動物愛護管理推進計画 第2章中の「2 施策別の取組み」の各施策について、北海道が実施する具体的な事業内容を定めるものです。

### 2 実施計画の施策別事項

#### (1) 動物の適正な飼養に関する事項

- ・ 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- ・ 動物による危害や迷惑問題の防止
- ・ 所有者明示（個体識別）措置の推進
- ・ 動物取扱業の適正化
- ・ 実験動物の適正な取扱いの推進
- ・ 産業動物の適正な取扱いの推進

#### (2) 普及啓発に関する事項

- ・ 普及啓発
- ・ 野生動物への配慮

#### (3) 体制整備に関する事項

- ・ 人材育成
- ・ 災害対策
- ・ 動物愛護管理機関のあり方検討

#### (4) その他必要な事項

- ・ 調査研究の推進

### 3 実施計画の進行管理

動物の愛護及び管理に関する施策の着実な推進を図るため、毎年、その実施計画の達成状況を点検するとともに、必要な見直しを実施します。

### 4 実施計画の取扱い

北海道が行う具体的な事業の内容は、別冊で定めます。

